



# 水銀に関する水俣条約実施推進事業

平成28年度要求額  
280百万円 (237百万円)

## 背景・目的

- 平成27年6月12日 水銀に関する水俣条約の締結に必要な「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」等が通常国会において可決・成立。水銀汚染防止法の円滑かつ効果的な実施に向けた準備を進めが必要。
- 平成28年頃に見込まれる条約発効に向け、我が国の水銀対策の経験、水銀対策技術等を活かして途上国での水銀対策の実施に貢献。

## 事業概要

### ○水銀汚染防止法の着実な施行の確保

法施行に向け、我が国における水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定、製品表示方法等各種ガイドラインの策定、関係者への周知徹底等を行うとともに、法の施行状況を監視し不適正な事案の防止の調査を実施する。マイナス

### ○「水銀マイナスプログラム（MINAS）」推進

#### (MINAS: Moyai Initiative for Networking, Assessment and Strengthening)

外交会議において発表したMOYAIイニシアティブをさらに発展させ、水銀対策の技術や経験を活かした「水銀マイナスプログラム」を対外的に発信し、途上国の条約実施を支援。

- ・アジア太平洋諸国の水銀対策能力の向上支援

⇒ 環境・生体媒体中の水銀モニタリング能力の向上を図りアジア太平洋地域のモニタリングネットワークを構築するとともに、現状調査と水銀対策の計画等作成を支援

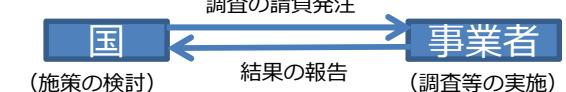
- ・我が国水銀対策手法の国際展開

⇒ 水銀管理技術の海外展開に関する実現可能性調査、技術・知見の国際的な普及支援

## 期待される効果

- 左記の取組を通じ、水銀対策の分野で世界をリードし、グローバルな水銀対策を着実に前進させる。
  - ・条約の要請を超える先進的な国内制度を構築し世界に発信、条約の運用ルール作りに積極的に貢献
  - ・米国と連携しアジア太平洋地域の水銀モニタリングネットワークを構築するとともに、アジア太平洋諸国の水銀対策の実施を支援
  - ・我が国の優れた水銀対策手法の国際展開を促進、途上国の対応能力を強化

## 事業スキーム



## MOYAIイニシアティブ\*

\*MOYAIイニシアティブは、水銀に関する水俣条約外交会議において我が国が発表。①日本の途上国支援と②水俣条約の発信・交流の2本柱で構成。下記のMINASプログラムは、MOYAIイニシアティブの①を更に強化・発展させたもの。

## MINAS ‘水銀マイナス’ プログラム

## 途上国の取組を後押し

### Networking

モニタリングをはじめとする日本と関係諸国の取組と情報のネットワーク化を図る

### Assessment

日本の経験を活かし、各国の現状調査・評価を支援し、水銀対策の取組を加速化する

### Strengthening

日本の優れた水銀対策技術とノウハウの国際展開により途上国の水銀対策を強化する

## 途上国の適切な条約履行を支援